

平成31年4月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(令和元年6月)

区分	仙台地方海難審判所(1件)
事件種類(件)	衝突(単): 岸壁衝突事件
関係船舶(隻)	貨物船

平成31年4月中に仙台地方海難審判所で言い渡された裁決, [貨物船が仙台塩釜港で岸壁に衝突した事件]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので, ご参考にしてください。

(中央の海難審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/2sd/sd3104/30sd042.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船, 100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難概要】 A船(15,781トン)は、仙台塩釜港仙台区において、着岸予定岸壁の中野ふ頭に向けて西行中、高松ふ頭2号岸壁南東端角に衝突した。

【発生日時】 平成30年7月13日 07時19分

【発生場所】 宮城県仙台塩釜港仙台区

【死傷者】 なし

【損傷等】 右舷中央部船側外板に破口, 凹損
岸壁南東端角に圧壊

《原因》

前方の同航船と著しく接近してこれを避航する際、操船が不適切で、2号岸壁に向く態勢となって進行した。

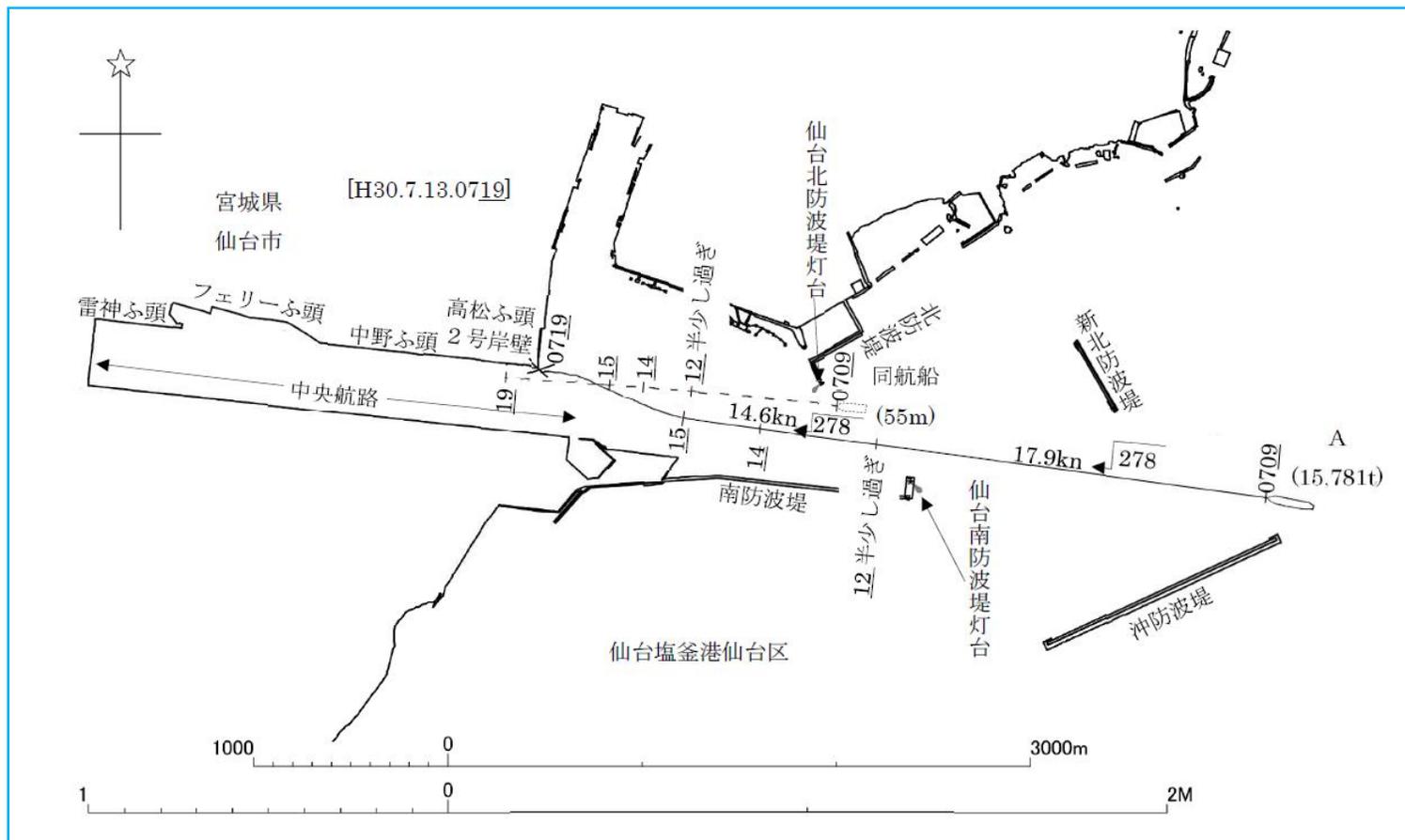
《懲戒》

船長: 操船を適切に行わなかった⇒三級海技士(航海)の業務を1箇月停止

《原因の背景》

船長は、右舷船首方の速力の遅い同航船を避航する際、早く接岸できるように右舵をとって同航船の右舷側に出ることとしたが、操舵のみで避航できると思い、十分に減速して徐々に回頭するなど、操船を適切に行わなかった。

同航船の右舷側に出るため、右舵20度で右転を開始し、同航船が左舷船首前方になって左舵をとったが、十分な左回頭が得られないまま岸壁に向かうことになり、左舵一杯、全速力後進としたものの、岸壁に衝突した。



《関連事項》

- ① 仙台区は、西端付近がふ頭等により幅約350m、長さ約2,550mの東西に延びる凹状の閉鎖水域を形成している。
- ② A船は、港内半速力として、14.6ノットで入域し、同航船は約5.5ノットであった。
- ③ A船は、可変ピッチプロペラ、バウスラスター、スターンスラスターを備えたロールオンロールオフ貨物船。